

和剣

VOL. 46

2009年 6月 15日

和歌山県スポーツチャンバラ協会
〒640-8441 和歌山市栄谷535 観音寺
TEL 073-452-3880
FAX 073-452-3880

1. 第3回段位審査会のお知らせ。

6月21日(日)の午後1時~3時にかけて、段位審査会を本町道場(福森理事管下)で既報のとおり実施します。段位審査会のあと、試合礼法、小太刀と長剣の基本動作、小太刀と長剣の形(それぞれ5本)の合同稽古を行ないますので、段位を受審しない役員・会員の皆さんもこの合同稽古に参加して下さい。

2. 第2回審判講習会は取り止めとします。

6月21日の午前10時~12時に予定していた審判講習は受講希望の申し出者が出なかったことに伴い、これを取り止めます。皆さん、御承知のとおり、各種大会の円滑な運営の成否は審判団の編成能力に大きく左右されます。今後も定期的に審判講習会を実施して行きますので、そのときに都合の付く方は受講に努めて頂くことが肝要です。

3. 和歌山県協会合宿

和歌山県協会が主催する第1回合宿の実施細目は決まり次第、皆さんにお知らせします。

4. 当面の行事予定。

① 6月21日(日)：第3回段位審査会

本町道場 午後1時開会。

② 6月28日(日)：第18回兵庫県スポーツチャンバラ選手権大会

兵庫県立文化体育館 午前10時開会。

③ 7月5日(日)：第35回全日本スポーツチャンバラ選手権大会

横浜文化体育館 午前9時30分開会。

④ 7月18日(土)：第16回合同稽古会

本町道場 午後7時~9時まで。

⑤ 7月25日(土)~26日(日)：第1回和歌山県スポーツチャンバラ協会合宿

➤手裏剣術 

手裏剣は別名を「削鬪剣」とも呼ばれる。戦闘力を削る剣という意味は、敵を殺すのではなく、ダメージを負わせて戦意を萎えさせることを目的としているものと解釈できる。合戦場においては鎧武者の唯一の急所である両目を狙った、という残酷にうけとられかねないが、これは自分も刃を向けられている、実戦の場に限った話である。敵を倒さない限りは己の命が絶たれる、修羅場に遭遇すれば殺人術とて行使せざるを得ない。〈中略〉一般に手裏剣術の間合いは7間(約12.6m)といわれている。つまり、手裏剣を所持している者と戦う場合、7間以内のエリアには踏み込めないということだ。ちなみに大刀の場合は3間(約5.4m)。手裏剣の半分以下である。火縄銃の30間(約54m)や弓矢の15間(約27m)に比べると短い。手裏剣の使い手は大刀に対して倍以上の安全圏を確保していることになる。ここに自ずと勝機が生まれるのだ。

(牧 秀彦 著 「図説剣技・剣術」 株式会社新紀元社 発行 より 抜粋)